

第五十七条の八第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「の提出を拒んだ」を「提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同条の規定による報告に従わなかった」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定」に改める。

第十一章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等  
(業務規程)

第五十七条の十 法第百四条の第十四第一項の補償金関係業務の執行に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)には、同条第二項に規定するもののほか、法第百四条の第十五第一項の事業のための支出に関する事項を含むものとする。

2 前項に規定するもののほか、業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。  
(著作権等の保護に関する事業等)の補償金の算出方法)  
第五十七条の十一 法第百四条の第十五第一項の事業のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額は、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。

(著作権等の保護に関する事業等)の補償金の算出方法)  
第五十七条の十二 指定管理団体(法第百四条の第十一第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。)は、法第百四条の第十五第一項の事業を実施しようとするときは、当該事業が権利者(法第百四条の第十一第一項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。)全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならない。  
(業務の休廃止)

第五十七条の十三 指定管理団体は、その補償金関係業務(法第百四条の第十二第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。)を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。  
一 休止又は廃止を必要とする理由  
二 休止しようとする日及び休止の期間又は廃止しようとする日(第三項において「廃止の日」という。)

三 権利者に対する措置  
四 法第百四条の第十五第一項の事業のための支出に関する措置  
文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨を官報で告示する。

3 法第百四条の第十一第一項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。  
(指定の取消し)

第五十七条の十四 文化庁長官は、指定管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第百四条の第十一第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 法第百四条の第十二各号に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたとき。  
二 法第百四条の第十四第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで補償金関係業務を行つたとき、その他補償金関係業務の適正な運営をしていないとき。  
三 法第百四条の第十五第三項の規定による命令に違反したとき。

四 法第百四条の十六の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同条の規定による報告に従わなかつたとき。

五 第五十七条の十二の規定に違反したとき。

六 次条において準用する第四十九条の規定に違反したとき。  
七 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。  
文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。

(準用)  
第五十七条の十五 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項」とあるのは「法第百四条の第十一第一項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、同条第二項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と「決算完了後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

第六十六条中「第百十三条第五項ただし書」を「第百十三条第六項ただし書」に改める。

附則  
(施行期日)  
1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六十六条の改正規定 環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第百八号)の施行の日  
二 目次の改正規定(第十一章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等(第五十七条の五)第五十七条の九)を「第十章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等(第五十七条の五)第五十七条の九)に改める部分に限る。、第四十九条の改正規定及び第十一章を第十章とし、同章の次に一章を加える改正規定 著作権法の一部を改正する法律(附則第三項において「改正法」という。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(視覚障害者等のための複製等が認められる者に関する経過措置)  
2 この政令の施行の日の前日においてこの政令による改正前の著作権法施行令(次項において「旧令」という。第二条第一項第二号の規定による指定を受けていた者(この政令による改正後の著作権法施行令(以下この項において「新令」という。第二条第一項第二号に該当する者を除く)は、この政令の施行の日に新令第二条第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、文化庁長官は、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等)のための複製等に関する経過措置)  
3 改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の著作権法(以下この項において「旧法」という。第四十七条の六(旧法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により著作物(旧法第百二条第一項において準用する場合にあっては、実演、レコード、放送又は有線放送)を利用していた者については、旧法第四十七条の六及び旧令第七条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

文部科学大臣 柴山 昌彦  
内閣総理大臣 安倍 晋三